

備品の取り扱い及び別紙 6、8、9 について

1. 備品の取り扱いについて

新中学校整備に伴い設置する設備・備品については、以下のとおりとなる。

- (1) 町で調達するもの（別紙 8）
- (2) PFI 事業の建築工事の範囲内として調達・設置を求めるもの（別紙 6、9）

2. 別紙 6、8、9 について

該当資料	位置づけ	内容	PFI 事業者の業務範囲	
			施設計画への反映	備品等の調達・設置
別紙 6 各室諸元表	新中学校の各室の基準面積・室数・仕様・日常清掃等の範囲を示すもの	<ul style="list-style-type: none"> ・各室は別紙 6 の内容を満たすように計画すること。 ・別紙 6 に示す備品類は、事業者で調達・設置すること。 ・別紙 6 で仕様を記載していないものは、その仕様を事業者の提案に委ねる。 	○	○
別紙 8 什器備品等の目標性能	町が調達する什器備品の一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 8 の一覧を参考に、これらの什器備品が配置されることを想定した上で、各室のレイアウトなど施設計画をおこなうこと。 ・選定事業者は、什器備品の調査・計画業務において、既存校の状況を踏まえた上で、別紙 8 で示す什器備品の新規調達の必要性の有無や、同等水準以上の機能を有する別製品の選定の要否などを検討し、町が調達する什器備品の提案をすること。 	○	
別紙 9 厨房設備一覧	給食棟に設置する厨房設備の一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・給食棟で整備を求める厨房設備として、建築工事の範囲内に含め検討すること。 ・別紙 9 に記載していない設備について提案頂くことは構わない。 	○	○